

富士見型農地維持活動支援モデル事業について

産業課

■富士見型農地維持活動支援モデル事業とは？

地域内の農業者等で維持管理されている農地の面積に交付単価を乗じた補助金を組織（集落）に交付することにより、地域で行われる農地維持活動を支援するものです。この補助金は地域で行われる共同作業等（農業用道水路の道づくりや草刈り、泥上げなどの出払い日当や消耗品などの購入費）に充てていただけます。

■どんな農地でもいいの？

以下の農地を対象とします。

- 日本型直接支払交付金（中山間・多面的）が交付されていない農地（集落）
- 農業振興地域内の農用地区域（青地）で、集落の農業者等により耕作またはロータリー等で維持管理されている農地

■いくらもらえるの？

対象農地選定後に補助金が決まります。

交付単価は 田：3,000 円/10a 畑：2,000 円/10a 草地：240 円/10a です。

※多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）の（別紙 1）の第 6 の 2 の（1）に準じます。ただし上限 3 年以内。

■取組むにはどうしたらいいの？

集落の境界を把握したうえで、産業課農政係にご相談ください。（裏面）

◇富士見型農地維持活動支援モデル事業の目的◇

地域で取り組んでいる農地維持活動は、美しい風景や生き物のすみかを守り、洪水や土砂崩れを防ぐといった多面的な効果をもたらすものです。国の交付金である日本型直接支払交付金（中山間・多面的）はそういった地域資源の適切な保全管理に対して交付されるもので、町内でもいくつかの集落で取り組まれています。しかしながら地域に担い手がない、組織力がないなど、取組む力がない集落（交付金が受けられない集落）は農地の荒廃化が一層進み、地域格差が生じています。

富士見町ではこの地域格差の是正を図るため、町がモデル集落と認めた集落に対して国交付金の農地維持単価と同額を町が交付することにより、集落で行われる共同活動等の取組を支援します。また、富士見型に取り組んでいただきながら、近い将来、国の交付金を直接受けられる体制づくりを推進していきたいと考えています。

【参考】モデル事業取組手順

① 活動組織の設立

まずは区、集落で取り組んでください。今後、活動組織の設立を検討してください。

※構成員は、共同活動に参加する農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で日当や消耗品等を受け取る方を入れてください。

構成員一覧は補助金交付申請時に提出が必要となります。

② 対象農地の選定・活動計画・予算案の策定

農振農用地（青地）で耕作又は適正に管理されている農地の選定をしてください。

共同活動計画の策定をしてください。（現在行っている出払い等でよい）

対象農地が決まりましたら補助金額をお知らせしますので予算を作成してください。

③ 交付申請書等の提出

申請書等必要書類をお届けしますので提出してください。

交付申請→交付決定→交付請求→支払→実績報告書
（組織） （町） （組織） （町） （組織）

④ 活動の実施

対象農地、農地法面等の適正管理（9～10月頃担当による現地確認を行います）

集落毎に行われる地域の共同作業、農業用道水路の維持管理作業（草刈、路面維持等）

※申請書提出時期に関わらず例年通り行ってください。

⑤ 活動の記録・保存

作業日報（日時、作業内容）や作業写真、日当受領簿、領収書等を保管しておいてください。

富士見町 産業課 農政係

電話 0266-62-9232

FAX 0266-62-4481

sangyou@town.fujimi.lg.jp